





異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、概ね次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 本件医師の氏名及びふりがな並びに指定医証番号、交付年月日及び指定医取得日

(ア) 指定医は、行政医に限らず普段は民間の医療機関に所属していても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の4第2項により、特別職の公務員に該当する。

実施機関は、非公開理由説明書において、条例第6条第1項第1号ただし書(二)の該当性について、「当該医師は本県においてこれらの職務に従事していないため、該当しない。」と主張している。

しかし、条例第6条第1項第1号ただし書(二)の該当性は、公務員等が秋田県において職務を遂行したか否かではなく、行政文書に記載されている情報が公務員等の職務遂行情報であるか否かで判断するものである。

当然、本件では、公開された文書や報道にもあるとおり、本件医師の指定医としての職務遂行に係る情報として対象行政文書に記載されているのであって、本件医師の家族サービスや友人・恋人との交際といった、公務員ではない側面に係る情報として対象行政文書に記載されているわけではない。

したがって、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号ただし書(二)に該当する。

(イ) 本件取消事案の場合を含めて、指定医の指定を取り消された医師の氏名は、厚生労働省が毎回公表しており、何人も、当該医師の氏

名を明示している行政文書を行政サービスとして無料で入手することができる。

本件医師の氏名を公表した理由を厚生労働省に平成〇〇年〇月〇日に問い合わせたところ、担当者は、以前にも同様に公表しており公表慣行があること及び本件取消事案の重大性を挙げていた。

情報公開・個人情報保護審査会の平成16年度（独情）答申第20号及び第21号も、説明責任の観点から、公務員ではない医師の氏名であっても、その職の公的性質に鑑みて、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると判断している。指定医の公的性質が強大であるため指定医に係る情報を広く公表することは、情報公開・個人情報保護審査会の平成17年度（行情）答申第299号においても認められている。

また、東京高等裁判所平成17年2月9日判決は、担当の医師名は、第三者情報であるため、患者の個人情報とはいえないとしている。これを非公開とするのであれば、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）に基づく個人情報開示請求に対する決定で、担当の医師名等を患者に対し開示すべきである。そうでなければ、担当の医師名の非公開は、公平の観念に著しく反する。

公開請求に対し指定医の氏名を公開することこそ、条例の規定の趣旨に合致する。公になっていない情報であるからこそ公開請求により公開すべきである。

対象の情報が公にされていないことは、条例第6条第1項第1号ただし書(一)に該当しない可能性があるという意味しか持たない。可能性があるという表現にとどめたのは、他の理由により同号ただし書(一)に該当することがあるからである。

本件の場合、公表慣行があること及び他の自治体の情報公開条

例に基づく公開請求に対し当該情報自体又はそれに相当する情報が公開されていることにより、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号ただし書(一)に該当する。

また、指定医が、法第27条の規定により、申請・通報又は届出のあった精神障害者又はその疑いのある者を診察するため、その者の居住する場所へ立ち入る場合には、氏名を記載した指定医証を携帯し、本人、保護者等の関係人の請求があるときはこれを提示しなければならないとされているが、医療機関において診察を行う場合においても、通常、求められればこれに準じた取扱いが行われていること、指定医の職務全般に診療録記載義務が課されていること等を踏まえれば、少なくとも指定医の氏名は、これを公表しても社会通念上指定医個人の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とはいえない。

そして、本件取消事案の重大性及び行政の説明責任の観点から、非公開とされた部分は、公表慣行があると認められる。

さらに、非公開とされた部分は、本件取消事案について患者やその家族が本件医師の勤務する病院においてインフォームド・コンセントの権利を行使することで公となる情報である。

(ウ) 指定医は、精神障害者又はその疑いのある者の人権を制限する性質が強大である。

したがって、非公開とされた部分は、後述する精神医療領域の情報の公的性質と考え合わせても、精神障害者又はその疑いのある者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であり、条例第6条第1項第1号ただし書(五)に該当する。

(エ) 病院の名称は、法又は医療法（昭和23年法律第205号）に基づく調査に関する文書を公開請求すれば公開される情報であり、公

となっている情報に該当する。

指定医の氏名も同様であり、厚生労働省や各厚生局に対し行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき公開請求をすれば、医師が指定医であるか否かの情報は公開となる。

また、調査期間は、本件医師が病院に勤務していた時期と同一であるから、秋田県内の精神病床を有する全ての医療機関に対し法又は医療法に基づく調査に関する文書を公開請求すれば、公開となる情報である。その際、本件医師の氏名及び病院の名称がともに公開となるのである。

法又は医療法に基づき、医療機関に対し実施機関が調査等を行った際、当然、何らかの予算の執行を伴っていることから、非公開とされた部分は、医師個人の指定医という職又はこれに類するもの及び医師の氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であって、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがない情報に当たる。

したがって、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号ただし書(一)及び(三)に該当する。

(ウ) 法第18条第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第2条の2から第2条の2の5まで及び(イ)の第8段落により、非公開とされた部分は、「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当し、本件事案の重大性及び後述の精神医療領域の情報の公的性質により、「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当する。

したがって、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号た

だし書四)に該当することから、同号ただし書(一)から(五)までの全てに該当する。

(カ) 本件医師の氏名のふりがなは、明らかに条例第6条第1項第1号ただし書(二)に該当する。

さらに、(ア)から(オ)までと同様の理由から、条例第6条第1項第1号ただし書(一)から(五)までの全てに該当する。

(キ) 指定医の氏名、指定医証番号及び交付年月日は、顔写真、指定医証の有効期限、勤務先及び生年月日とともに指定医証に掲載することとなっている。

交付年月日が分かれば指定医取得日も推定することができるため、指定医取得日を公表しても社会通念上指定医個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

さらに、(ア)から(オ)までと同様の理由から、条例第6条第1項第1号ただし書(一)から(五)までの全てに該当する。

(ク) 本件医師の情報を公開しないことは、実施機関が種々の理由を述べるものの、その実、本件医師の情報を公開したくないからである。非公開理由説明書の弁明は口実である。措置権者は他でもない秋田県知事なのである。

イ ○○○○○○○○○○病院の職員の氏名

本件取消事案を調査した○○○○○○○○○○病院の職員の氏名は、本件取消事案の重大性及び行政の説明責任の観点から、公表慣行がある情報であり、また、法及び医療法に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報でもある。

条例第6条第1項第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人が特定さ







さらに、本件取消事案の重大性及び行政の説明責任の観点からも、非公開とされた部分は、公表慣行があると認められる。

したがって、他の自治体への公開請求により公開されている情報と同一の情報は、非公開として保護するに値しない。

(4) 精神医療領域の情報の公的性質について

ア 情報公開・個人情報保護審査会の平成17年度（行情）答申第299号によると、特別職の公務員である指定医は、公権力の行使として法が定める指定医の職務を行うに当たっては、その職務・職責が極めて重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められるとした。そして、指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきとしている。

イ 本件医師による強制入院を含む強制的な精神医療そのものが国際条約違反であり、本件医師に係る情報を最大限公表することこそが我が国の批准する障害者の権利条約、子どもの権利条約、拷問禁止条約等の条項に適合し、我が国に対する種々の国連勧告を満たすこととなる。

原処分を妥当と判断することは、次の条約、法律及び条例の規定に明確に反することになる。

(ア) 障害者の権利に関する条約第12条第3項、第25条（d）、第31条、第32条第1項並びに第33条第2項及び第3項

(イ) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第1条

(ウ) 条例第1条、第3条、第28条第1項及び附則

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び意見陳述において、本件処分1及び本件処分2を行った理由を次のように説明している。

##### 1 本件処分1について

(1) 本件医師の氏名及びふりがな並びに指定医証番号、交付年月日及び指定医取得日について

ア 本件医師の氏名及びふりがな並びに指定医証番号、交付年月日及び指定医取得日は、個人のプライバシーに関する情報であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」情報に当たるため、条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する情報に該当する。ただし、厚生労働省が平成27年4月15日及び同年6月17日付けで報道発表した本件医師の氏名については、同号ただし書(一)に該当するため、公開が適当と判断した。

厚生労働省により報道発表されていない本件医師の氏名及びふりがな並びに指定医証番号、交付年月日及び指定医取得日については、条例第6条第1項第1号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないと判断した。その理由は次のとおりである。

(ア) 条例第6条第1項第1号ただし書(一)の該当性

公にすることを規定した法令及び公にする慣行は存在せず、公にする予定もないため、該当しない。

(イ) 条例第6条第1項第1号ただし書(二)の該当性

指定医は、法第19条の4第2項各号に掲げる職務について公務





- 6 同 年 8月 1日 実施機関が意見陳述
- 7 同 年 9月 1日 審議
- 8 同 年 10月 11日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書及び本件非公開情報について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1として、別紙に掲げる行政文書を特定し、次に掲げる情報について、条例第6条第1項第1号に規定する非公開情報に該当するとして、本件処分1を行った。

- (1) 本件医師の氏名の一部及びふりがな
- (2) 本件医師の指定医証番号、交付年月日及び指定医取得日
- (3) 厚生労働省及び秋田県の職員の個人のメールアドレス
- (4) ○○○○○○○○○○病院の職員（調査委員会委員長及び大学病院長を除く。以下同じ。）の氏名

なお、(3)に掲げる情報については、条例第6条第1項第4号に規定する非公開情報にも該当するとしている。

また、実施機関は、本件対象文書2については、これを保有していないとして、本件処分2を行った。

当審査会では、本件処分1及び本件処分2の妥当性について、以下、それぞれ検討する。

### 2 本件処分1の妥当性について

- (1) 1(1)、(2)及び(4)に掲げる情報について

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、1(1)及び(2)は本件医師に関する情報であり、また、1(4)は○○○○○○○○○○病院の職員に関する情報であって、それぞれ特定の個人を識別することができ

る情報であるため、条例第6条第1項第1号本文に該当すると認められる。

ただし、1(1)に掲げる情報は厚生労働省により公表された姓に付加された姓及びふりがなであり、当該情報は、本件医師の氏名が既に厚生労働省により公表され個人が特定されていること及び本件医師の氏名と1(1)に掲げる情報は一体不可分な関係にあることから、条例第6条第1項第1号ただし書(一)の「公にすることが予定されている」情報に該当すると認めるのが相当であり、公開すべきである。

なお、1(2)及び(4)に掲げる情報は、条例第6条第1項第1号ただし書(一)から(五)までのいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

## (2) 1(3)に掲げる情報について

1(3)に掲げる情報は、各職員がプライベート用に利用するものではなく、各職員に対しその職務遂行のために付与されたものではあるが、一般に公にされておらず、当該情報を公にした場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外のダイレクトメールやウイルスメールが大量又は無差別に送信される可能性があることは否定できず、また、近年では官公庁を標的とする標的型攻撃メールによる被害も発生していることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第1項第4号に該当し非公開が妥当である。

## 3 本件処分2の妥当性について

実施機関は、本件医師は秋田県内において法第19条の4第1項に規定する職務及び同条第2項各号に掲げる職務を行っていないため、本件対象文書2は存在しない旨説明している。

当審査会において確認したところ、厚生労働省からの平成27年5月2

2日付け事務連絡には、本件医師のうち過去5年間において秋田県内の医療機関で勤務したことがある特定の医師の氏名、勤務先等を記載した文書が添付されており、実施機関は、これに基づき、当該勤務先に対し当該医師の指定医として行うこととなっている業務への関与の有無の調査を行い、その結果、当該医師は当該業務には関与していないという結論に至ったものであることが認められた。

このような調査の経緯に照らすと、実施機関が本件対象文書2を保有していないと主張することに不自然な点は認められず、また、他に本件医師が指定医として行うこととなっている業務に関与したことに係る報酬に関する文書を実施機関が保有することをうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、本件対象文書2について、不存在を理由として非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件取消事案等の性質に鑑み、1(1)から(4)までに掲げる情報は、条例第7条の規定による裁量的公開を行うべきである旨主張する。

しかし、当審査会においては、1(1)から(4)までに掲げる情報について、2(1)及び(2)のとおり判断したところであり、当該情報を公開することに非公開とすることにより保護される利益に優越する公益は認められない。

よって、実施機関が条例第7条の規定による裁量的公開を行わなかったことについて、これを不相当とする理由は認められない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表

